

熊取町指名競争入札要綱第8条第2項第4号の運用基準

第1条 この運用基準は、熊取町指名競争入札要綱（平成20年3月31日制定。以下「要綱」という。）第8条第2項第4号に規定する「その他町長が必要と認める場合」について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 本運用基準の対象工事は、土木一式工事、建築一式工事、水道工事、舗装工事並びに造園工事、交通安全施設工事とする。

第3条 次の各号に掲げる建設工事については、要綱第8条第1項第2号を適用しないものとし、要綱第3条第2項第1号に規定する建設業者を優先し選定することとする。ただし、業者の選定数が5者に満たない場合は、この限りでない。

(1) 町内優先工事

発注見通しのうち、造園工事及び交通安全施設工事に区分されるもの並びに要綱第5条別表一1に規定される各等級に区分されるものの区分毎に概ね3分の2の建設工事

(2) 災害復旧工事

災害復旧費から支出される建設工事

附 則

この基準は、平成27年4月2日から実施する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から実施する。